

公立大学法人宮城大学「就業規則」検討資料

| 大学検討案 (V6) 【人事労務専門部会の検討結果：取消線は削除，下線部は修正】 | 修正のポイント | 修正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|------|----|----|----|----|----|----|----|--|---|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|---|---|---|---|---|
| <p>第5章 休暇 (年次有給休暇)</p> <p>第26条 毎年4月1日を基準日とし、前1年間に所定労働日の8割以上出勤した者(出勤率8割以上の者)に、次の表の通り、勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。</p> <table border="1" data-bbox="114 472 871 616"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>6ヶ月</th> <th>1年6ヶ月</th> <th>2年6ヶ月</th> <th>3年6ヶ月</th> <th>4年6ヶ月</th> <th>5年6ヶ月</th> <th>6年6ヶ月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与日数</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 初年度に6ヵ月以上勤続した者については、その年度に限り6ヵ月勤続の翌日を基準日とし、かつ次年度の基準日には1年6ヶ月勤続したものとみなす。</p> <p>3 宮城県からの派遣職員については、最初の基準日に6年6ヶ月勤続したものとみなす。</p> <p>4 有給休暇は、原則として1日を単位として与えるが、年間5日分(10回)を限度として午前の労働時間、午後の労働時間ごとの半日単位の休暇を認める。また年間3日分(24回)を限度として1時間単位の休暇を認める。</p> <p>5 有給休暇の請求は、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、前日までに管理職員に届けねばならない。</p> <p>6 有給休暇は職員が指定する時季に与えるが、使用者は事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季・日時・時間に変更させることが出来る。</p> <p>7 有給休暇は翌年度にかぎり繰り越すことが出来る。翌年度は、繰り越された分から先に有給休暇を与えるものとする。</p> <p>8 有給休暇を取得した日については、通常の賃金を支給する。</p> <p>9 出勤率の計算においては、次の場合は全労働日から除外する。 —— 法人都合による休業期間 —— 休日労働日</p> <p>10 出勤率の計算においては、次の場合は出勤したものとす。</p> | 勤続年数 | 6ヶ月 | 1年6ヶ月 | 2年6ヶ月 | 3年6ヶ月 | 4年6ヶ月 | 5年6ヶ月 | 6年6ヶ月以上 | 付与日数 | 10 | 11 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 | <p>修正のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行は、1月1日を基準日とし、1暦年ごとに勤続年数にかかわらず、年20日付与 ・採用年については、採用月により右表のとおり付与 <p>・派遣職員は、派遣前と通算</p> <p>・文言を整理</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得単位について、現行の県の制度と相違有(参考資料1) <p>・「出勤率8割以上の者」の要件を外すため、第9項及び第10項を削除</p> | <p>修正案</p> <p>第5章 休暇 (年次有給休暇)</p> <p>第26条 年次有給休暇は、基準日を1月1日とし、その日数は一の年において20日とする。ただし、年の途中で採用された職員に係る採用の年における年次有給休暇の日数は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1408 507 2092 654"> <tbody> <tr> <td>採用月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>採用月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 宮城県からの派遣職員については、派遣された年の県における年次有給休暇の取得可能な日数及び既に取得した日数を通算する。</p> <p>3 年次有給休暇は、原則として1日を単位として与えるが、年間5日分(10回)を限度として午前の労働時間、午後の労働時間ごとの半日単位の休暇を認める。また年間3日分(24回)を限度として1時間単位の休暇を認める。</p> <p>4 年次有給休暇の請求は、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、前日までに管理職員に届けねばならない。</p> <p>5 年次有給休暇は職員が指定する時季に与えるが、使用者は事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季・日時・時間に変更させることが出来る。</p> <p>6 年次有給休暇は翌年度にかぎり未取得の日数を繰り越すことが出来る。翌年度は、繰り越された分から先に有給休暇を与えるものとする。</p> <p>7 年次有給休暇を取得した日については、通常の賃金を支給する。</p> | 採用月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 日数 | 20 | 19 | 17 | 15 | 14 | 12 | 採用月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 日数 | 10 | 9 | 7 | 5 | 4 | 2 |
| 勤続年数 | 6ヶ月 | 1年6ヶ月 | 2年6ヶ月 | 3年6ヶ月 | 4年6ヶ月 | 5年6ヶ月 | 6年6ヶ月以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 付与日数 | 10 | 11 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 採用月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日数 | 20 | 19 | 17 | 15 | 14 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 採用月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日数 | 10 | 9 | 7 | 5 | 4 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">大学検討案 (V6)</p> <p>【人事労務専門部会の検討結果：取消線は削除，下線部は修正】</p> | <p style="text-align: center;">修正のポイント</p> | <p style="text-align: center;">修正案</p> |
|--|--|---|
| <p>— 有給休暇を取得した日</p> <p>— 産前産後休暇を取得した日</p> <p>— 業務上の疾病によって休業した日</p> <p>— 育児・介護によって休業した日</p> <p>— 看護休暇を取得した日</p> <p>— 特別休暇によって休業した日</p> <p>(育児休業・介護休業)</p> <p>第27条 育児休業・介護休業・看護休業，短時間勤務制度については，別則の「公立大学法人宮城大学育児・介護休業等規程」による。</p> <p>(公民権行使の時間)</p> <p>第28条 職員が勤務時間中に選挙権の行使，その他公民としての権利を行使し，または公の職務執行のために必要な時間をあらかじめ申し出た場合は，必要な時間を与える。</p> <p>2 前項の申し出があった場合，法人は権利の行使を妨げない範囲でその時間を変更することがある。</p> <p>3 前2項の時間については，無給とする。(公の機関より支給。但し，県職員が有給になればこれに揃える。)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第29条 次に該当する場合は，各号に定める範囲で特別休暇を与える。ただし，休暇の日数に休日是不含まない。</p> <p style="padding-left: 40px;">本人の結婚休暇 連続5日</p> | <p>・ 文言を整理</p> <p>・ 現行は，特別休暇に含まれており，有給であるため削除</p> <p>【参考】</p> <p>・ 期間及び取得単位等について，現行の県の制度と相違有(参考資料1)</p> | <p>(育児休業)</p> <p>第27条 職員は，満3歳に満たない子の養育を必要とする場合は，理事長に申し出て育児休業をすることができる。</p> <p>2 育児休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については，公立大学法人宮城大学職員の育児休業，介護休業等に関する規程に定めるところによる。</p> <p>(介護休業)</p> <p>第28条 職員は，要介護状態にある家族の介護を必要とする場合は，理事長に申し出て介護休業をすることができる。</p> <p>2 介護休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については，公立大学法人宮城大学職員の育児休業，介護休業等に関する規程に定めるところによる。</p> <p>(公民権行使の時間)</p> <p>第29条 職員が勤務時間中に選挙権の行使，その他公民としての権利を行使し，または公の職務執行のために必要な時間をあらかじめ申し出た場合は，必要な時間を与える。</p> <p>2 前項の申し出があった場合，法人は権利の行使を妨げない範囲でその時間を変更することがある。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第30条 次に該当する場合は，各号に定める範囲で特別休暇を与える。ただし，休暇の日数に休日是不含まない。</p> <p style="padding-left: 40px;">本人の結婚休暇 連続5日</p> |

| 大学検討案 (V6) 【人事労務専門部会の検討結果：取消線は削除，下線部は修正】 | 修正のポイント | 修正案 |
|--|---------|--|
| <p>妻の出産休暇 2日</p> <p>忌引休暇</p> <p>イ 配偶者 7日</p> <p>ロ 子，父母の死亡 5日</p> <p>ハ 実兄弟姉妹，配偶者の父母の死亡 2日</p> <p>ニ 同居している祖父母の死亡 1日</p> <p>ホ 喪主の場合，上記に，1日追加</p> <p>夏季休暇 5日</p> <p>傷病休暇 下記の所定労働日</p> <p>イ 公務上の傷病 必要と認められる期間</p> <p>ロ 結核性疾患 1年以内で必要と認められる期間</p> <p>ハ その他の傷病 90日以内で必要と認められる期間 ただし，理事長が別に認める疾病については，医師の診断により，さらに引き続き90日以内で必要と認められる期間につき延長することができる。</p> <p>ニ 傷病休暇は，医師の診断書により理事長が認める。1日または1時間単位とする。</p> <p>生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女性が請求した場合 必要な日数</p> <p>産前産後休暇 出産のため産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内において請求があった場合は，出産予定の日から，産後は出産日の翌日から8週間の休暇を与える。ただし，産後6週間を経過した職員が請求した場合，医師の診断により，支障がないと認め業務に就くことは出来る。</p> <p>母性健康管理 イ 妊産婦は，所定労働時間内に，母子保健法に定める保健指導または健康診査（以下「健康診査等」という）を受診するため，通院に必要な時間について通院休暇を請求することが出来る。</p> <p>ロ 通院休暇を取得出来る回数は，次の回数を基本とする。 ただし，医師等がこれと異なる指示をしたときは，指示さ</p> | | <p>妻の出産休暇 2日</p> <p>忌引休暇</p> <p>イ 配偶者 7日</p> <p>ロ 子，父母の死亡 5日</p> <p>ハ 実兄弟姉妹，配偶者の父母の死亡 2日</p> <p>ニ 同居している祖父母の死亡 1日</p> <p>ホ 喪主の場合，上記に，1日追加</p> <p>夏季休暇 5日</p> <p>傷病休暇 下記の所定労働日</p> <p>イ 公務上の傷病 必要と認められる期間</p> <p>ロ 結核性疾患 1年以内で必要と認められる期間</p> <p>ハ その他の傷病 90日以内で必要と認められる期間 ただし，理事長が別に認める疾病については，医師の診断により，さらに引き続き90日以内で必要と認められる期間につき延長することができる。</p> <p>ニ 傷病休暇は，医師の診断書により理事長が認める。1日または1時間単位とする。</p> <p>生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女性が請求した場合 必要な日数</p> <p>産前産後休暇 出産のため産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内において請求があった場合は，出産予定の日から，産後は出産日の翌日から8週間の休暇を与える。ただし，産後6週間を経過した職員が請求した場合，医師の診断により，支障がないと認め業務に就くことは出来る。</p> <p>母性健康管理 イ 妊産婦は，所定労働時間内に，母子保健法に定める保健指導または健康診査（以下「健康診査等」という）を受診するため，通院に必要な時間について通院休暇を請求することが出来る。</p> <p>ロ 通院休暇を取得出来る回数は，次の回数を基本とする。 ただし，医師等がこれと異なる指示をしたときは，指示さ</p> |

| <p style="text-align: center;">大 学 検 討 案 (V6)</p> <p>【人事労務専門部会の検討結果：取消線は削除，下線部は修正】</p> | <p style="text-align: center;">修正のポイント</p> | <p style="text-align: center;">修 正 案</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------|-----|------|------|---|---|------|----------|--------|-----|------|------|
| <p>れた回数 of 取得を認める。</p> <p>(イ) 妊娠 2 3 週までは 4 週間に 1 回</p> <p>(ロ) 妊娠 2 4 週から 3 5 週までは，2 週間に 1 回</p> <p>(ハ) 妊娠 3 6 週から出産するまでは，1 週間に 1 回</p> <p>(ニ) 産後 1 年を経過するまでは，医師等の指示した回数</p> <p>八 妊娠中の女性が，医師等に指導された場合は，管理職員に申し出ることにより，次の措置を受けることが出来る。</p> <p>(イ) 所定の休憩時間以外の休憩</p> <p>(ロ) 通勤等の混雑を避けるための原則 1 時間の勤務時間短縮または時差出勤</p> <p>二 妊産婦が医師等から妊娠または出産等に関して，諸症状の発生またはそのおそれがあるとして指導された場合には，休憩時間延長，短時間勤務，作業転換軽減，休業等の適用を受けることが出来る。</p> <p>以上のほか，理事会の審査により理事長が特に必要と認めた場合の日数</p> <p>2 特別休暇は，事前に請求しなければならない。ただし，やむを得ない場合は，事後速やかに届けねばならない。</p> <p>3 特別休暇は，有給とし，賃金規程による賃金を支給する。</p> <p>4 特別休暇は，事由が生じたときから 6 ヶ月を経過した場合，請求権が消滅する。基準日は，次の通りとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">結婚休暇</td> <td>結婚式，入籍の日</td> </tr> <tr> <td>妻の出産休暇</td> <td>出産日</td> </tr> <tr> <td>忌引休暇</td> <td>死亡の日</td> </tr> </table> | 結婚休暇 | 結婚式，入籍の日 | 妻の出産休暇 | 出産日 | 忌引休暇 | 死亡の日 | <p>・現行の特別休暇で認められているもので上記以外を第 9 号で適用</p> | <p>れた回数 of 取得を認める。</p> <p>(イ) 妊娠 2 3 週までは 4 週間に 1 回</p> <p>(ロ) 妊娠 2 4 週から 3 5 週までは，2 週間に 1 回</p> <p>(ハ) 妊娠 3 6 週から出産するまでは，1 週間に 1 回</p> <p>(ニ) 産後 1 年を経過するまでは，医師等の指示した回数</p> <p>八 妊娠中の女性が，医師等に指導された場合は，管理職員に申し出ることにより，次の措置を受けることが出来る。</p> <p>(イ) 所定の休憩時間以外の休憩</p> <p>(ロ) 通勤等の混雑を避けるための原則 1 時間の勤務時間短縮または時差出勤</p> <p>二 妊産婦が医師等から妊娠または出産等に関して，諸症状の発生またはそのおそれがあるとして指導された場合には，休憩時間延長，短時間勤務，作業転換軽減，休業等の適用を受けることが出来る。</p> <p>以上のほか，理事会の審査により理事長が特に必要と認めた場合の日数</p> <p>2 特別休暇は，事前に請求しなければならない。ただし，やむを得ない場合は，事後速やかに届けねばならない。</p> <p>3 特別休暇は，有給とし，賃金規程による賃金を支給する。</p> <p>4 特別休暇は，事由が生じたときから 6 ヶ月を経過した場合，請求権が消滅する。基準日は，次の通りとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">結婚休暇</td> <td>結婚式，入籍の日</td> </tr> <tr> <td>妻の出産休暇</td> <td>出産日</td> </tr> <tr> <td>忌引休暇</td> <td>死亡の日</td> </tr> </table> | 結婚休暇 | 結婚式，入籍の日 | 妻の出産休暇 | 出産日 | 忌引休暇 | 死亡の日 |
| 結婚休暇 | 結婚式，入籍の日 | | | | | | | | | | | | | |
| 妻の出産休暇 | 出産日 | | | | | | | | | | | | | |
| 忌引休暇 | 死亡の日 | | | | | | | | | | | | | |
| 結婚休暇 | 結婚式，入籍の日 | | | | | | | | | | | | | |
| 妻の出産休暇 | 出産日 | | | | | | | | | | | | | |
| 忌引休暇 | 死亡の日 | | | | | | | | | | | | | |